

2 0 川 監 公 第 9 号

平成 2 0 年 8 月 1 1 日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 2 0 年 1 月 1 0 日付け 2 0 川監公第 1 号で公表した定期監査及び平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日付け 1 9 川監公第 1 8 号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 岩 崎 善 幸

同 宮 原 春 夫

20川総行革第63号
平成20年7月16日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 岩崎 善幸 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成19年12月10日付け19川監報第11号で報告のありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成19年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 出資団体について改善措置を要する事項

行政財産使用許可申請を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

財団法人リサイクル環境公社は、ガラス工芸講習会の開催に当たり、行政財産である学習工房室を、使用許可を受けた日数以上使用し、許可期間終了後も無許可で使用していた。

行政財産を使用するに当たっては、川崎市財産規則第21条第1項に基づく許可申請を適正に行うよう指導されたい。

（財団法人川崎市リサイクル環境公社）

〔措置内容〕

財団法人リサイクル環境公社に対して、平成20年2月15日に未申請期間の追加申請の受理にあたり原因究明と改善策等について指導し、同年2月22日、理事長から原因と今後の改善策及び同年2月20日付け使用料を納付した旨報告書を受けました。

2 公の施設の指定管理者について改善措置を要する事項

(1) 未執行業務に係る指定管理料について返還すべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者は対象となる機器が故障していたため保守点検業務を実施していなかったにもかかわらず、これに関する指定管理料966,000円を返還していなかった。

市は、指定管理者から提出される事業報告書等により業務の履行状況を確認し適切に指導監督するとともに、指定管理業務が年度当初の予定どおり実施できず、余剰が生じた指定管理料は、基本仕様書の定めに従い返還するよう指導されたい。

(社団法人川崎港湾振興協会)

[措置内容]

社団法人川崎港振興協会に対して、平成18年度川崎市港湾振興会館指定管理業務基本仕様書に基づき、業務未実施による余剰金の返還を指導し、平成19年12月5日に返還されたことを確認しました。

(2) 備品の管理について

ア 物品について協定書等に定めるべきもの

[指摘の要旨]

協定書等で定めることとされている

①次の区分による物品の帰属を明確にした管理について

- ・ 市より管理委託を受けている物品
- ・ 指定管理者が持ち込んだ物品
- ・ 管理委託料で購入した物品

②指定管理者が管理委託料で購入した物品の帰属について

③指定管理者の物品管理簿等の作成について

協定書等に定めがない事例が見受けられた。

あらかじめ協定書等に明記するよう改められたい。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市幸区社会

福祉協議会、社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会、日本労働者協同組合連合会センター事業団川崎事業所、神奈川県高齢者生活協同組合川崎支部)

[措置内容]

平成20年3月28日に備品の帰属を明確にした管理と物品管理簿の作成等について、指定管理者に文書で通知するとともに、平成20年度から協定書への明記及び備品管理簿等を整備するなどの改善を図りました。

イ 備品の管理について改善すべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者に管理を移行した本市の備品の管理状況について確認したところ、川崎市物品会計規則第44条の規定により本市が作成する備品整理簿等と現品が照合できない事例、同規則第61条第2項に規定する手続に準じて、双方立会いの上備品整理簿等と現品の照合を行っていない事例及び同規則第64条の規定による毎年度1回以上の検査を実施していない事例が見受けられた。

規定による処理を行うよう改められたい。

(アゼリアプロジェクト、財団法人神奈川県労働福祉協会、財団法人川崎市公園緑地協会、株式会社よみうりサポートアンドサービス、堤根余熱利用市民施設共同事業体、王禅寺余熱利用市民施設共同事業体、財団法人川崎市リサイクル環境公社、社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会、日本労働者協同組合連合会センター事業団川崎事業所、神奈川高齢者生活協同組合川崎支部、特定非営利活動法人国際自然大学校)

[措置内容]

川崎市立労働会館と川崎市生活文化会館については、平成20年3月に双方立会いのもと、平成19年度の検査を実施し改善を図りました。また、照合が一部未了の備品についても、今後照合を続けていきます。

大師公園、多摩川緑地パークボール場、川崎市堤根余熱利用市民施設、川

崎市王禅寺余熱利用市民施設、川崎市橘リサイクルコミュニティセンターについては、平成20年3月31日までに所管課と指定管理者双方立会いによる備品整理簿と現品の照合を実施するとともに、再度、平成20年3月31日付けで指定管理者を所管する課長に対して通知により改善の周知徹底を図りました。

老人いこいの家及び老人福祉センターについては、平成20年3月28日付けで所管課から適正な備品管理のあり方について指定管理者に対して通知し、備品管理簿の引継ぎと毎年度1回以上の検査の実施について周知を図るとともに、平成20年度中に全施設において、所管課と指定管理者双方立会いによる備品整理簿と現品の照合を実施するように改善を図ります。